

平成28年度第1回県・市町村行政懇談会における議題案

所属名（医療指導課）

区分	1. 協議事項 2. 市町村への協力依頼等 3. その他
議題案 題名・項目	国民健康保険の都道府県化に向けた検討への協力について
内容・趣旨	<p>平成30年度からの国民健康保険事業の都道府県化に向けて、県は、新たに国保事業の運営に参画し、県全体の国保財政の運営を担うことになる。</p> <p>そのため、その準備として、本年度から県と市町村の課長級で構成する「国保連携会議」と実務担当者で構成する「作業部会」を設置し、新たな国保制度が円滑に導入されるよう、以下の検討事項を中心に協議を行っているところであり、引き続き御協力いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国保事業費納付金の算定方法について <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からは、県が市町村ごとに納付金を決定し、市町村が県へ納付する仕組みとなる。 →納付金の算定に当たっては、医療費水準の反映方法や所得水準の調整方法を決定するため、市町村の状況を踏まえ協議する。 2 市町村標準保険料率の設定について <ul style="list-style-type: none"> ・今後、平成29年度中に県が市町村ごとに標準的な保険料率を示し、市町村はこれを参考に保険料率を決定することになる。 →県内の標準的な保険料率の算定方式や標準的な収納率を決定するため、市町村の状況を踏まえ協議する。 3 上記1・2の納付金及び標準保険料率の試算について <ul style="list-style-type: none"> ・国が開発した国保事業費納付金等算定システムを活用し、本年10月から必要なデータの入力した上で、市町村ごとの納付金額や標準保険料率を市町村と協議しながら試算する。 →県による試算に当たっては、市町村からのデータ提供が必須となる。 →県による試算後に、各市町村が保険料率の試算を実施 ※平成30年度の最終的な市町村の保険料率については、平成29年10月から県が直近のデータを基に納付金等を算定した後、概ね平成29年12月頃から、市町村の検討となる。 4 県国保運営方針案の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの国保運営に関する県内の統一的なルール案を、本年度中に県が策定する予定。 →国保の医療費や国保財政の見通し、市町村における保険給付の適正な実施に関する事項など、国が定めた「国保運営方針策定要領」に基づき県が策定するため、市町村の状況を踏まえ協議する。